

講演会 ～経営者必見！他では聞けない！～ 人材不足に正面から向き合う 人材獲得に成功している中小企業はここが違う！

日本は大変深刻な“採用氷河期”に突入しており、令和7年度の人材不足倒産件数や企業合併・吸収の件数は過去最高となっています。今年度はさらなる拡大が予測され、あらゆる業種で深刻な人材不足に直面する見込みです。そのような中、人材獲得に成功している中小企業はいったい何が違うのか。実例を紹介しながら明らかにします。

回 11月13日(金)10:00～12:30 場 江東しごとサポートセンター

対象 区内中小企業の経営者・幹部 定員 32人(申込順)

- 内容 ①そもそも人材採用がなぜ厳しいのか？理由を明らかにする
②人材獲得に成功している中小企業の特徴を解説(人的資本経営への転換)
③フリーディスカッション
※①②で2時間 ③30分

講師 市野喜久(パーソルホールディングス㈱) グループ営業本部官公庁セクター担当部長)

申込 10月1日(木)9:30から江東しごとサポートセンターHPで

問 江東しごとサポートセンター ☎03-5836-5161 ☎03-3637-2351 ✉koto-shigoto@os.persol-bd.co.jp ※申し込みには、企業向けサービスの利用登録が必要



区内中小企業者向け 省人化・省力化機器導入補助金 申請受付中

人手不足の解消や生産性の向上に向け、区内中小企業者(個人事業主含む)に対し、デジタル技術を用いた省人化・省力化機器の導入経費の一部を補助します。補助対象機器や対象者等の詳細は区HPをご確認ください。

【受付期間】令和9年1月29日(金)まで

対象 区内中小企業者※創業1年以上

対象機器 [補助対象の機器] セルフレジ、自動チェックイン機、配膳・調理ロボット など

【補助率】3分の2 【補助限度額】80万円

定員 15件程度(申込順)

申込 区HPにある申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、〒135-8383区役所経済課産業振興係へ郵送・区HP・窓口(区役所4階29番)

問 経済課産業振興係 ☎03-3647-2332 ☎03-3647-8442 ※デジタル化に関するお困りごとはKoto-DX推進センターまで



健康・福祉

このほかの記事は7面こうとうインフォメーションに掲載

9/1(火) 障(心身障害者医療費助成)の受給者証を更新 未申請の方は申請を

心身障害者医療費助成制度(以下、障)は、心身に重い障害のある方の医療費(保険診療分)の自己負担額(一部)を助成するものです。9月1日(火)から障受給者証が新しくなります。更新の対象となる方には8月末日までに新しい障受給者証をお送りします。対象の方で未申請の場合は、申請手続きをしてください。

対象 次のいずれかの手帳をお持ちの重度障害者の方で、所得が制限基準額以下の方

- 身体障害者手帳1・2級(内部障害を含む方は3級まで)
 - 愛の手帳1・2度
 - 精神障害者保健福祉手帳1級(手帳が9月以降も有効な方)
- [対象にならない方]
- 生活保護を受けている方
 - 医療保険の自己負担のない施設に入所している方
 - 乳・子・青・親医療証をお持ちの方
 - 重度障害者になった年齢が65歳以上の方
 - 後期高齢者医療被保険者で住民税が課税されている方



いずれも(未申請の方)

【手続き期限】65歳の誕生日の前々日まで

【注意事項】過去に所得制限基準額を超えた等の理由により受給資格が消滅しその後制限事由がなくなった方は、65歳以上の方でも再申請ができる場合がありますので、ご相談ください。 ※制度の詳細は区HPをご覧ください 問 障害者支援課障害者福祉係 ☎03-3647-4952 ☎03-3647-4910

心身障害者福祉手当 未申請の方は申請を

対象 [20歳以上65歳未満で以下に該当する、所得が制限基準額以下の方]

- 身体障害者手帳1・2級 ●愛の手帳1～3度
- 脳性まひ ●進行性筋萎縮症

【金額】15,500円/月

[65歳未満で以下に該当する、所得が制限基準額以下の方]

- 身体障害者手帳3級
- 愛の手帳4度

【金額】7,750円/月

●東京都の難病医療費等助成認定者(申請中の方も含む。小児慢性疾患の方は上記の難病と対応する疾病の場合は対象)

【金額】15,500円/月

※申請月が支給開始月となりますので、申請が遅れると受給できる手当額が少なくなります。過去にさかのぼっての支給はできませんのでご注意ください



特別障害者手当・障害児福祉手当 未申請の方は申請を

在宅の重度障害者の負担軽減を目的とした、国の手当です。医療機関による専用の診断書で判定を行い、該当した場合は申請月の翌月分から手当が支給されます。下記をご確認のうえ、対象の方は申請してください。

【支給額】

- 特別障害者手当 【年齢】20歳以上 【金額】30,450円/月
- 障害児福祉手当 【年齢】20歳未満 【金額】16,560円/月

対象 本人や扶養義務者などの所得が制限基準額以下で、精神または身体に著しく重

度の障害を有する(おおむね身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度の障害を有する方、あるいはこれらと同等の疾病・精神障害の方)ために日常生活で特別な介護を必要とする、在宅の方 ※障害者手帳の有無は問いません。特定の施設入所者、病院等に3か月を超えて入院している方(特別障害者手当のみ)、障害を理由とする公的年金受給者(障害児福祉手当のみ)を除く。

問 障害者支援課障害者福祉係 ☎03-3647-4952 ☎03-3647-4910



8020(ハチマルニイマル)の区民を表彰 80歳以上で20本以上自分の歯がある方を募集

区では、江東区歯科医師会とともに、「江東区8020表彰」を実施します。8020とは、80歳になっても20本以上自分の歯を保とうという健康づくりの目標です。20本以上自分の歯があると、何でもおいしく食べることができます。達成には、かかりつけ歯科医とともに日頃から歯と口の健康づくりに取り組むことが大切です。 ※江東区歯科医師会所属の歯科医療機関の推薦により、お申し込みください。

対象 区内在住で昭和21年(1946年)4月1日以前に生まれ、20本以上自分の歯を保っ

ている方(昨年度までに本表彰を受けた方を除く)

申込 8月25日(火)～9月10日(木)に江東区歯科医師会所属の歯科医療機関で

【表彰式】11月12日(木) ※応募者多数の場合は表彰状等の発送に代える場合があります

問 江東区歯科医師会 ☎03-3649-0780 ☎03-3649-1688



「やりたいを探してみよう。」ことこみゅネットは、区内で活動するさまざまな団体のイベント情報や活動情報が集まるポータルサイトです。地域の活動の情報収集、情報発信にぜひご活用ください 問 ボランティア・地域貢献活動センター ☎03-3645-4087 ☎03-3699-6266

